

三重県農業農村整備計画

(中 間 案)

令和6年10月

目 次

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の目的..... 2
- 2 計画の位置づけ..... 3
- 3 計画期間..... 4

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

- 1 農業および農村を取り巻く情勢の変化..... 6
- 2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題..... 13

第3章 基本的な考え方

- 1 農業農村整備の果たす役割..... 21
- 2 取組の展開に向けた基本視点..... 22
- 3 整備計画の見直し視点..... 24
- 4 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿..... 26

第4章 整備方針と主要取組

- 1 農業生産性の向上..... 29
- 2 安全・安心な農村づくり..... 32
- 3 活力ある持続可能な農村の振興..... 36

第5章 推進体制

- 1 関係者の役割..... 42
- 2 推進体制..... 43
- 3 関連施策..... 43

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業および農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能[※]の発揮を通じて、県民の暮らしの安定と向上に寄与する重要な役割を果たしてきました。三重県では、農業の持続的な発展と農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するため、概ね10年後の農業農村整備のめざす方向を示し、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する「三重県農業農村整備計画」（以下、「整備計画」という。）を平成28(2016)年3月に策定しました。その後、農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、市町、土地改良区、有識者懇話会等の意見を踏まえ令和2(2020)年3月に整備計画を改定しています。

整備計画の改定以降、スマート農業に適した農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備、農業水利施設の保安全管理を計画的に推進するとともに、優良農地の確保に取り組んできた結果、営農の効率化や担い手[※]への農地集積率の向上などの成果があらわれてきました。また、農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策及び長寿命化に取り組むとともに、ため池の管理体制の強化や農業用施設の適切な維持管理を進め、農地だけでなく、宅地や公共施設などの湛水被害を未然に防止してきました。さらに、農業用排水施設などの生産基盤や集落道などの生活環境整備を総合的に進めるとともに、地域資源の保全活動を支援することで、農村地域の活力向上に寄与してきました。

一方、人口減少や高齢化の進行に伴う食料の生産力や安定供給力の低下、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり、自然災害の一層の激甚化・頻発化、農村人口の減少による集落機能の低下など、農業および農村を取り巻く情勢は刻々と変化し続けており、その変化に的確に対応していく必要があります。

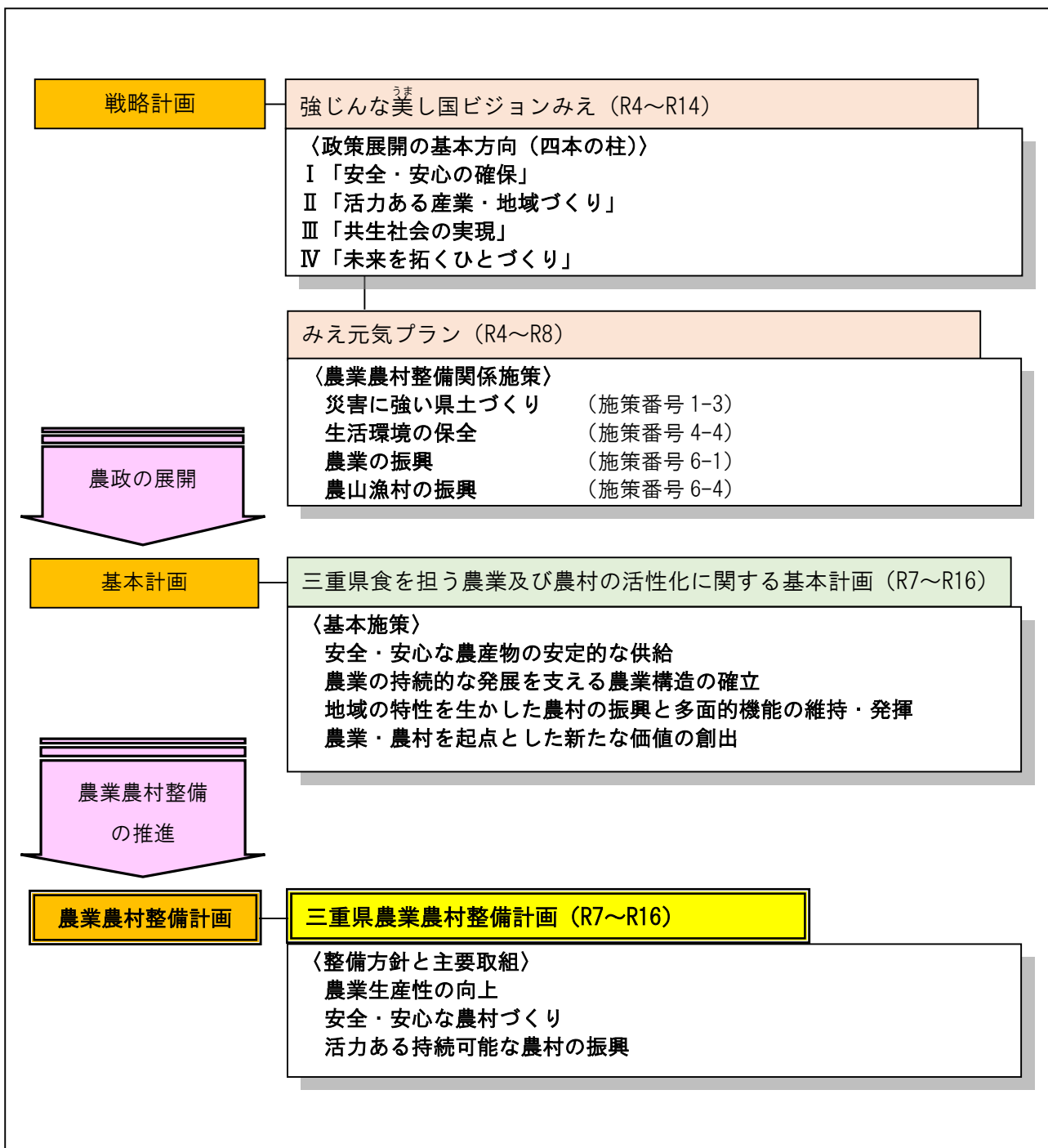
このため、本整備計画については、こうした認識のもと「食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化」「安心して暮らせるための農村づくり」「多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興」を見直しの視点として、人口減少が本格化する中であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めるため、農業農村整備における将来のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、三重県の戦略計画である「強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ」およびこれを推進するための中期戦略「みえ元気プラン」並びに「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画です。

整備計画の目標達成に向けては、県、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者全てが三重県農業農村整備のめざす方向を共有し、それぞれの役割に応じた取組を連携して行うこととしています。

三重県計画関係図



3 計画期間

整備計画は、令和 7(2025)年度を初年度とし、令和 16(2034)年度を目標年度とする 10 か年計画としています。農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農業農村整備が実施できるよう、食料・農業・農村基本法の改正等に合わせて、見直す予定としています。

国・三重県計画の動向

年度 計画		H	H	H	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	
		28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国の計画	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本計画（H27～R1）			食料・農業・農村基本計画（R2～R6）					食料・農業・農村基本計画（R7～R16）										
		農林水産業・地域の活力創造プラン（H25～R4）					食料安全保障強化政策大綱（R4～）													
	土地改良長期計画※	第8次土地改良長期計画（H28～R2）				第9次土地改良長期計画（R3～R7）														
三重県の計画	戦略計画	みえ県民力ビジョン（H24～R3）				強じん ^{うま} な美し国ビジョンみえ（R4～R14）														
		みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（H28～R1）				第三次行動計画	みえ元気プラン（R4～R8）													
	基本計画	基本計画（H28～R1）				基本計画（R2～R6）					三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（R7～R16）									
	農業農村整備	三重県農業農村整備計画（H28～R1）				三重県農業農村整備計画（R2～R6）					三重県農業農村整備計画（R7～R16）									

第2章 三重県の農業 および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

(1) 本格的な人口減少

我が国の人口は、平成 21 (2009) 年をピークに減少に転じ、世代構成も高齢化していることから、今後、農業生産力や農村活力などのさらなる低下が予想されます。

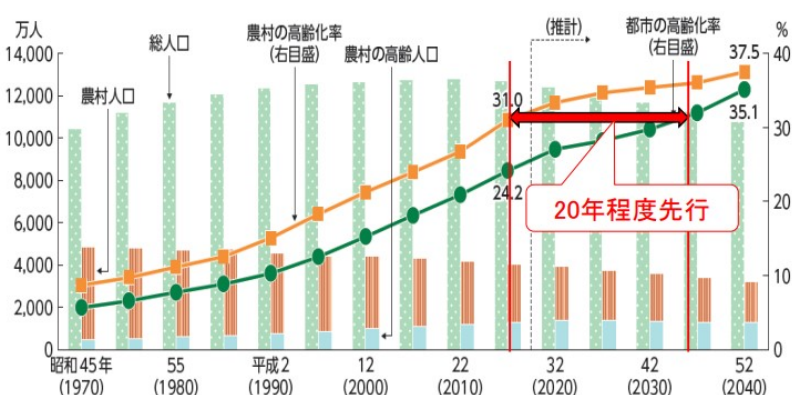
本県の人口も、平成 19 (2007) 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在の人口は 177 万人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計 (令和 5 (2023) 年 12 月) によると、令和 32 (2050) 年には 135 万人となり、令和 2 (2020) 年から約 24% 減少すると予測されています。さらに、令和 2 (2020) 年時点の 65 歳以上の老年人口割合は 29.9% となっており、令和 32 (2050) 年には 39.6% まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先行して人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも生産条件の不利な中山間地域等[※]では、営農活動の継続困難による耕作放棄地[※]の発生、集落機能[※]の低下などが懸念されています。

このような中、平成 26 (2014) 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していく「地方創生」の取組を実施しています。令和 4 (2022) 年 12 月には、デジタルの力を活用し、「地方創生」を一層加速化・深化させるため、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定されました。

三重県でも、令和 4 (2022) 年度に県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美しい国ビジョンみえ」とともに、中期の戦略計画「みえ元気プラン」を策定し、令和 5 (2023) 年 4 月からは「みえ元気プラン」を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく本県の総合戦略と位置づけ、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」等を活用し地方創生の取組を実施しています。特に農業・農村の振興にあたっては、農産物の消費拡大や労働環境の整備等、農村における所得・雇用機会の確保につながる取組等を進めています。

■県内の農村・都市における人口・高齢化の推移と見通し



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(2013年3月推計)」を基に農林水産省で推計。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。
なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

(出典：農林水産省HP公表資料抜粋)

(2) 食料安全保障のリスクの顕在化

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、地球温暖化の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、世界各地で局所的な不作が発生するなど、世界的な食料生産の不安定化が助長されており、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。さらに、めまぐるしく変動し続けている世界の社会情勢による穀物需要のひっ迫や燃油・飼料をはじめとした生産資材の価格高騰なども加わり、食料安全保障の強化が喫緊の課題になっています。

(3) 自然災害の激甚化・頻発化

我が国の国土は、その地理的・地形的・気象的な特性から、地震、台風、豪雨など数多くの自然災害に繰り返しさいなまれてきました。近年は、各地域でこれまで経験のない気象災害が頻発するとともに、台風が強大化するなど、気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んでおり、今後発生が危惧される南海トラフ地震は、時間の経過とともに切迫性が高まるなど、自然災害リスクが高まっています。また、高度経済成長の時代からバブル景気の時代に急速に整備された農業用施設は老朽化が進んでおり、一斉に耐用年数を超える状況にあります。

このような中、国においては、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて、令和5(2023)年に「国土強靱化基本計画」の見直しを行っており、農業・農村については、

- ・ 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を推進する。
- ・ 「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を進めていく必要がある。
- ・ 農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。

などの推進方針を掲げ、国土強靱化の取組の強化を図ることとしています。

また、激甚化・頻発化する自然災害などから、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2(2020)年12月に閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることとしています。

三重県においても、「三重県国土強靱化地域計画」を平成27(2015)年に策定し、情

勢の変化に応じた改訂を行いつつ、激甚化・頻発化する豪雨や台風、発生が危惧される南海トラフ地震等に備えて、国や県、市町等が一体となり、国土強靱化の取組を進めているところです。農業・農村では、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等のハード対策を国の5か年加速化対策を活用しながら、計画的かつ効率的に取り組むとともに、管理体制の整備等のソフト対策を一体的に進めています。

（４）農村地域における集落機能の低下

「地域の基礎的な社会集団」である農業集落は、地域に密着した水路・農道・ため池等の農業生産基盤や収穫期の共同作業・共同出荷といった農業生産面のほか、集落の寄り合い等の協働の取組や伝統・文化の継承といった生活面にまで密接に結び付いた地域コミュニティとして機能しています。

しかしながら、農業集落は小規模化が進行するなど、人口減少と高齢化の影響が強く表れており、総戸数が9戸以下の小規模な農業集落の割合については、令和2（2020）年は平成22（2010）年の6.6%と比べて1.2ポイント増加し7.8%となりました。また、農業集落に占める農家の割合を見ると、令和2（2020）年は5.8%にまで低下しており、混住化が大きく進展している様子がうかがわれます。

小規模な集落では、用排水路の管理や農地の保全等の集落が担ってきた共同活動が著しく減退するといった状況も見られており、農村人口の減少や集落機能の低下は食料安全保障上のリスクとして認識されるべき課題となっています。また、集落活動の停滞のほか、買い物がしづらくなるといった生活環境の悪化により、単独で農業生産や生活支援に係る集落機能を維持することが困難になるとともに、集落機能の低下が更なる集落の人口減少につながり、集落の存続が困難になることが懸念されています。

このため、広域的な範囲で支え合う組織づくりを進めるとともに、農業生産の継続と併せて生活環境の改善を図ることが重要です。集落機能の維持はその地域の農地の保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題となっています。

（５）情報通信技術等の活用による農業DX（スマート技術）など新たな潮流

情報通信技術の進展やこれを支える通信インフラの整備等が進んだことを背景に、ロボット、AI、IoT等の先端技術やデータを活用したスマート農業の実用化、農業・食関連産業まで含めたデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する技術等、農業の生産性向上や農産物の品質の安定等に資する技術革新が起きています。

今後、離農する経営農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現し、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する必要があります。

また、「食料・農業・農村基本法」の改正のなかで、スマート農業をはじめとして、生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資するほ場の大区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備とともに、スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進することとしています。

さらに、デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業を実現するため、農業・食関連産業の DX に向けた取組を進めていくこととしています。

上記の取組を通じ、生産から流通、販売におけるイノベーションを推進し、生産性向上を図るとともに、スマート農業や品種開発等、国際的な研究開発競争が激しい分野においては、産学官連携による研究開発の推進、研究開発型スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図ることとしています。

(6) 国の農業政策をめぐる動き

国では「食料・農業・農村基本法」を 25 年振りに改正し、世界及び我が国の食料をめぐる情勢の変化を踏まえ「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直し及び関連する基本的施策等が定められました。

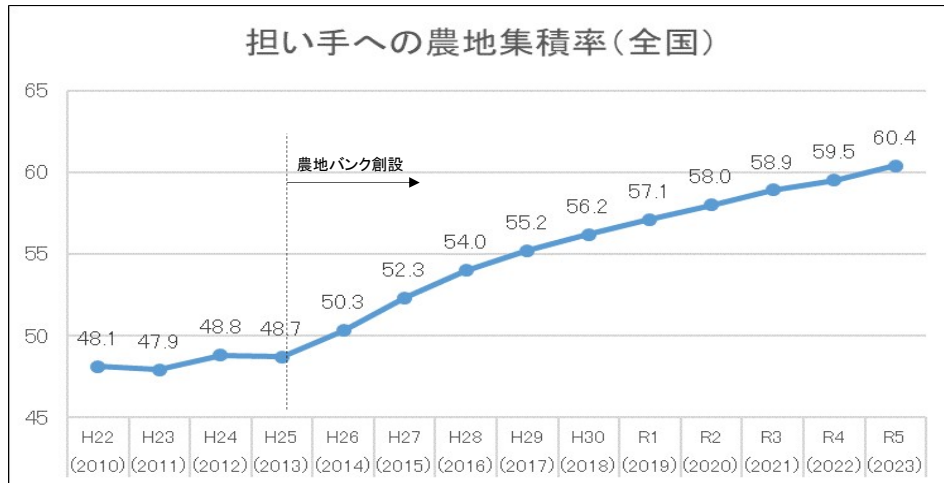
また、改正法で示された施策の方向に即して、「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」が成立し、新たな農政の実施に向けて動き出しています。

本県においてもこうした方向を見据えて食料の安定供給や環境と調和のとれた農業生産等の取組を着実に進めていく必要があります。

① 農地中間管理機構※の活用による農地の集積※・集約化※の促進

農業者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当程度少ない農業経営で国内の食料供給を担う必要が生じることが想定されるため、農地の集積・集約化に加え、農業経営の基盤強化が求められています。また、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化・共有化し、その実現に向けて、農地バンクの活用や基盤整備の推進により農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

農地中間管理機構と連携した農地整備事業を活用することで、ほ場の大区画化や水路のパイプライン化等の基盤整備が推進され、作業効率の向上や水管理の大幅な省力化等を通じた生産コストの削減が図られることにより、担い手への農地の集積・集約化の加速化、農業経営の法人化、大型機械の導入等による労働費の低減がより一層展開されることが期待されます。



(資料:農林水産省調べ 注:農地中間管理機構以外によるものも含む)

② 農業水利施設の適切な保全管理

農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ次世代に継承していくため、ドローン等のロボットや ICT 等も活用しつつ、施設の点検、機能診断、監視等を通じた計画的かつ効率的な補修・更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進していく必要があります。

農業水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の実施に当たっては、地域の農業の現状及び今後の展開方向等を十分勘案しつつ、将来の保全管理コストの最小化と平準化を図るとともに、農業者の高齢化・減少が進む中でも農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約や再編、統廃合等のストック適正化、限られた資源である農業用水の柔軟な水管理を可能とする ICT を活用した整備を推進し、維持管理費の節減を図っていく必要があります。

③ ため池に関する法律の制定

平成 30 年 7 月豪雨など、近年は豪雨等により、多くの農業用ため池が決壊し、人的被害を含む甚大な被害が発生しています。一方、老朽化の進行とともに、決壊により下流の住宅等に被害をおよぼすおそれがある農業用ため池は数多く存在しています。

このため、国は、農業用ため池の情報を適切に把握するとともに、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(以下、「ため池管理法」という。)を令和元(2019)年 7 月に施行しました。

また、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、令和 2 (2020) 年 10 月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(以下、「ため池特措法」という。)において、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定め、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとしました。

豪雨や地震が頻発している中であって、ため池関連二法の目的に沿った、ため池の防災・減災対策を推進していく必要があります。

■平成 30 年 7 月豪雨によるため池被災状況(広島県)

乙池・大池・横池（重ね池）



下流側から撮影

勝負迫上池・勝負迫下池



上流側から撮影

(資料:農林水産省 Web サイト <https://www.maff.go.jp/>)

④ 農泊・農村 RMO の取組の推進

農村で過疎化・高齢化が進む原因のひとつとして、若者や子育て世代にとって、生活に十分な就業機会に乏しいことが挙げられますが、その一方で、農山漁村ならではの自然や景観、建造物、歴史・文化などの多様な資源を活用して、農林漁業体験民宿や農村レストラン、古民家カフェ、自然体験などに取り組む事業者は増加しており、農村における雇用の場となっている事例もあります。

また、地域資源の活用に地域全体で取り組む「農泊（農山漁村滞在型旅行）」への注目が高まっており、地域内で宿泊や食事、体験などを提供する事業者のほか、農林漁業関係者や自治体、観光協会などの多様な主体が連携し、来訪者に訴求力の高い滞在コンテンツを提供できる体制づくりに取り組む地域が増えています。

農村の中でも、顕著に過疎化・高齢化が進む中山間地域では、農地や水路などの保全活動や、買い物や子育てなどの生活機能の弱体化が危惧されており、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の育成が進められています。

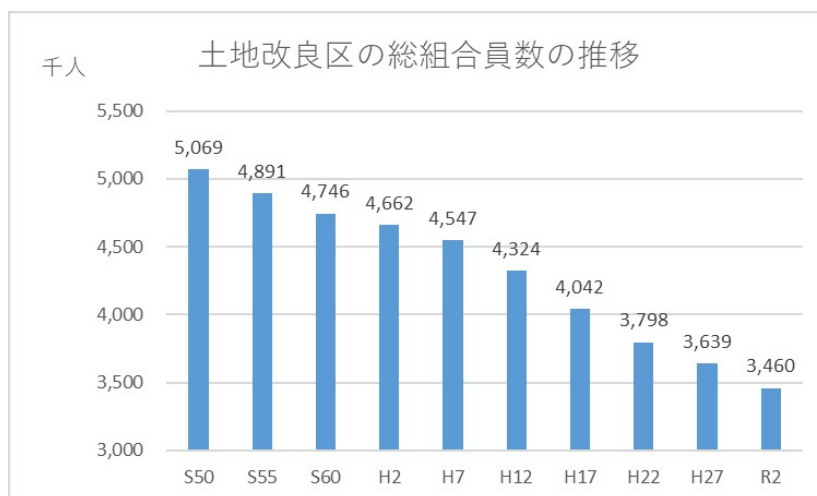
⑤ 土地改良区の運営基盤の強化

土地改良区は、農業水利施設等の維持・管理等を行っており、今日に至るまで日本の農業を支える重要な役割を果たしてきました。一方、農業者の減少や高齢化の進行、土地持ち非農家[※]の増加により、土地改良区の役割の多様化・複雑化が進み安定した組織運営や財政基盤の維持が求められています。

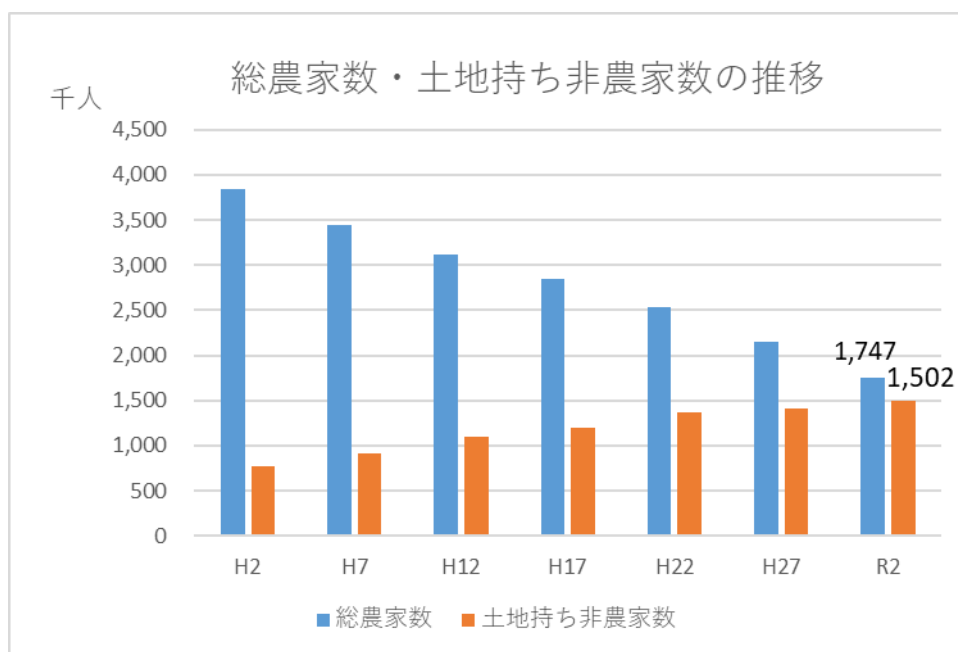
こうした中、土地改良法が平成 31 (2019) 年 4 月に一部改正され、土地改良区の准組合員制度の創設、貸借対照表の作成義務化、総代会制度の見直しおよび土地改良区連合の業務の拡充等の措置が講じられました。

また、食料・農業・農村基本法が 25 年振りに改正され、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進するとの方向性が示されたところです。

このような新たな仕組みの定着により、土地改良区の安定した運営基盤の強化が期待されています。



(出典：農林水産省「土地改良区の設立状況」参照 (<https://www.maff.go.jp/>)



(備考)

総農家

経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

土地持ち非農家

耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上を「所有している非農家世帯(経営耕地面積が10a未満かつ1年間の農産物販売金額が15万円未満)

(出典：農林水産省「農林業センサス[※]」より)

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

(1) 農業の生産性

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

① 農業者

<現状>

農業就業人口は、令和2(2020)年までの直近10年間で約45%減少するとともに、令和2(2020)年には65歳以上の割合が70%を占め、高齢化が進行しています。

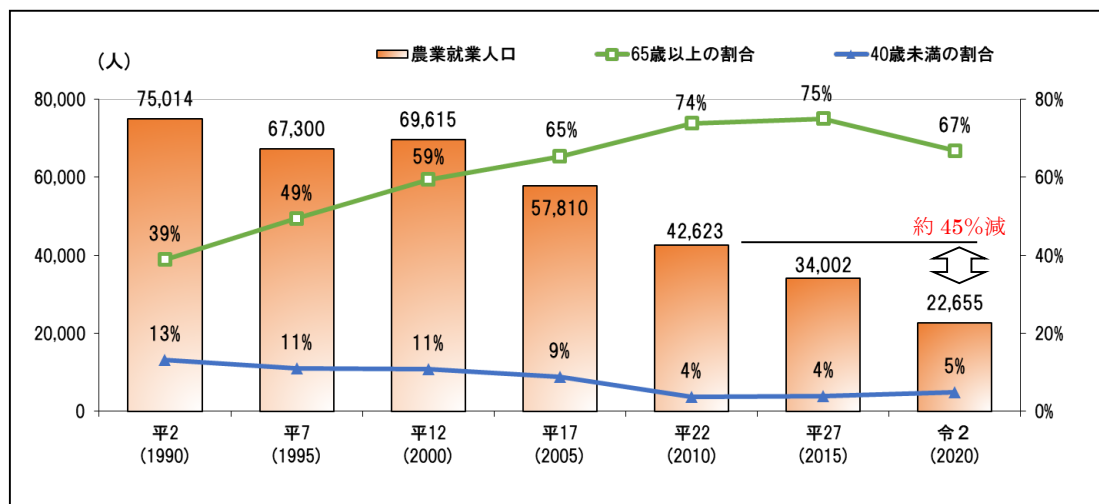
また、認定農業者※など意欲と経営感覚に優れた経営体※である担い手は、平成21(2009)年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数は微減傾向にあります。

認定農業者の年間農業所得は、令和5(2023)年度における県の経営状況調査では平均883万円となっているものの、このうち3分の2の認定農業者の年間農業所得が500万円未満となっています。特に水田農業に取り組む経営体等において、農業所得が相対的に低い状況となっています。

認定農業者等経営体については、その経営状況に応じて、さまざまな事業や制度を活用しながら、経営発展を図り、農業所得の向上を図っていく必要があります。

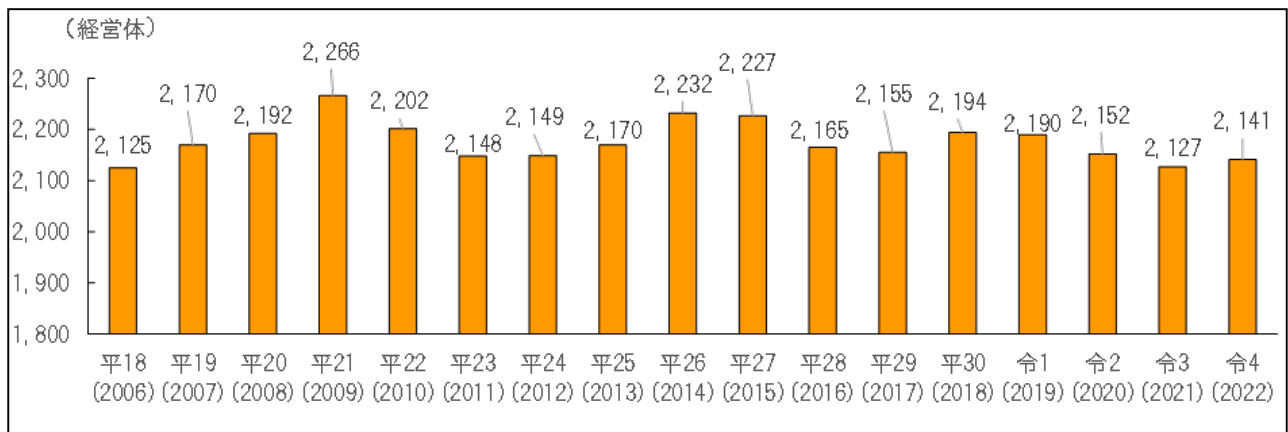
特に、水田農業の経営体の農業所得の向上に向け、経営の規模拡大と効率化を図るため、地域の話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進する必要があります。

■ 農業就業人口の推移（販売農家※で主として農業に従事した世帯員数）



(出典：農林水産省「農林業センサス※」)

■認定農業者※数の推移



(資料：三重県調べ)

<課題>

今後、担い手が減少していく中で生産を維持していくためには、基盤整備による更なる農地の集積・集約化や大区画化、効率的な農業を可能とするスマート農業技術の導入などの条件整備が重要となってきます。これに加え、後継者の育成、技術者の技術の伝承等を進めていくことも重要です。

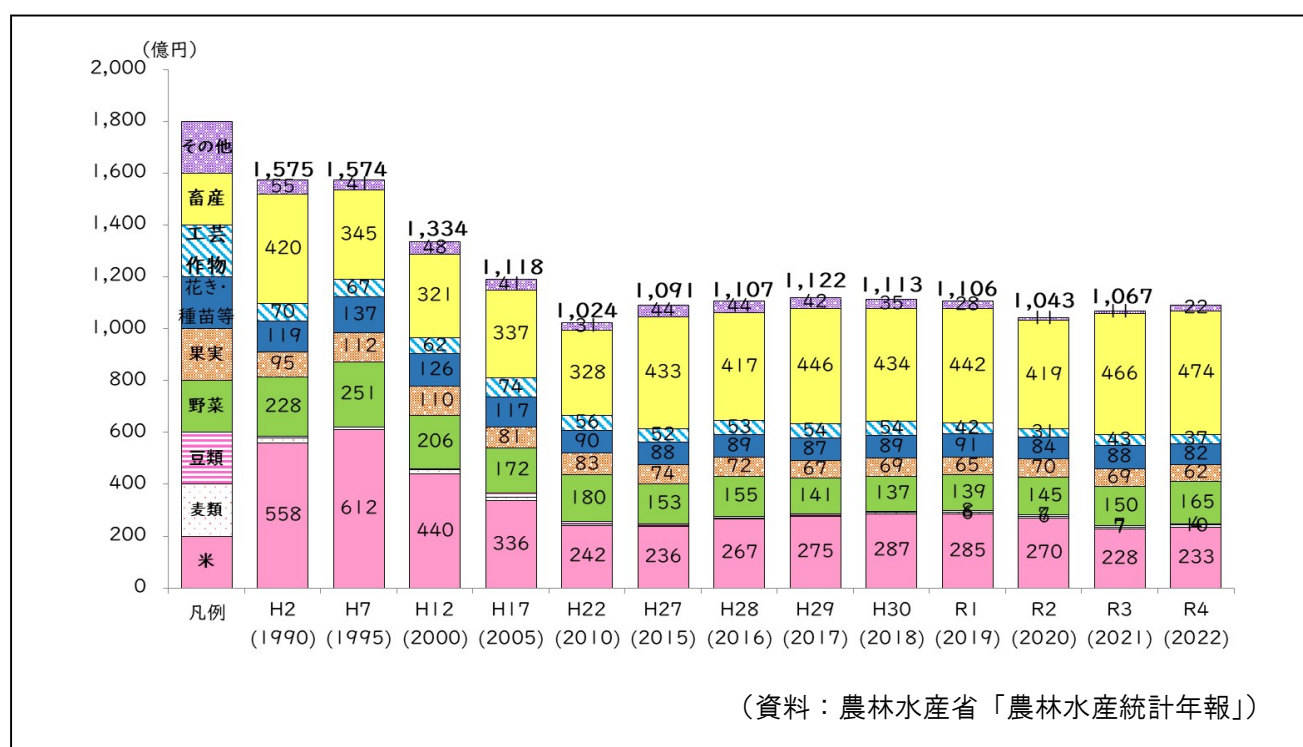
② 農業産出額※

<現状>

三重県の令和4(2022)年の農業産出額は1,089億円、うち畜産が43.5%程度、米が21.4%程度を占めており、畜産に続いて依然として米の占める割合が多くなっています。平成2(1990)年の農業産出額1,575億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し30.8%の減少となっているものの、近年は1,100億円前後で推移しています。

また、野菜の産出額については、年々減少傾向となっています。

■農業産出額の推移



<課題>

生産力を維持・向上させ、「持続可能な農業」の実現につながるよう、食品加工や外食、流通といった食に関連する企業やICT関連企業などと連携しながら、生産性や収益性の向上、新たな需要の創出に向けた、高品質化や新たな商品の開発・販売、国内外における販路の開拓などの取組を進めるなど、オール三重で食の産業振興を図ることが必要です。また、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化等の基盤整備を推進する必要があります。

③ 優良農地※の確保

<現状>

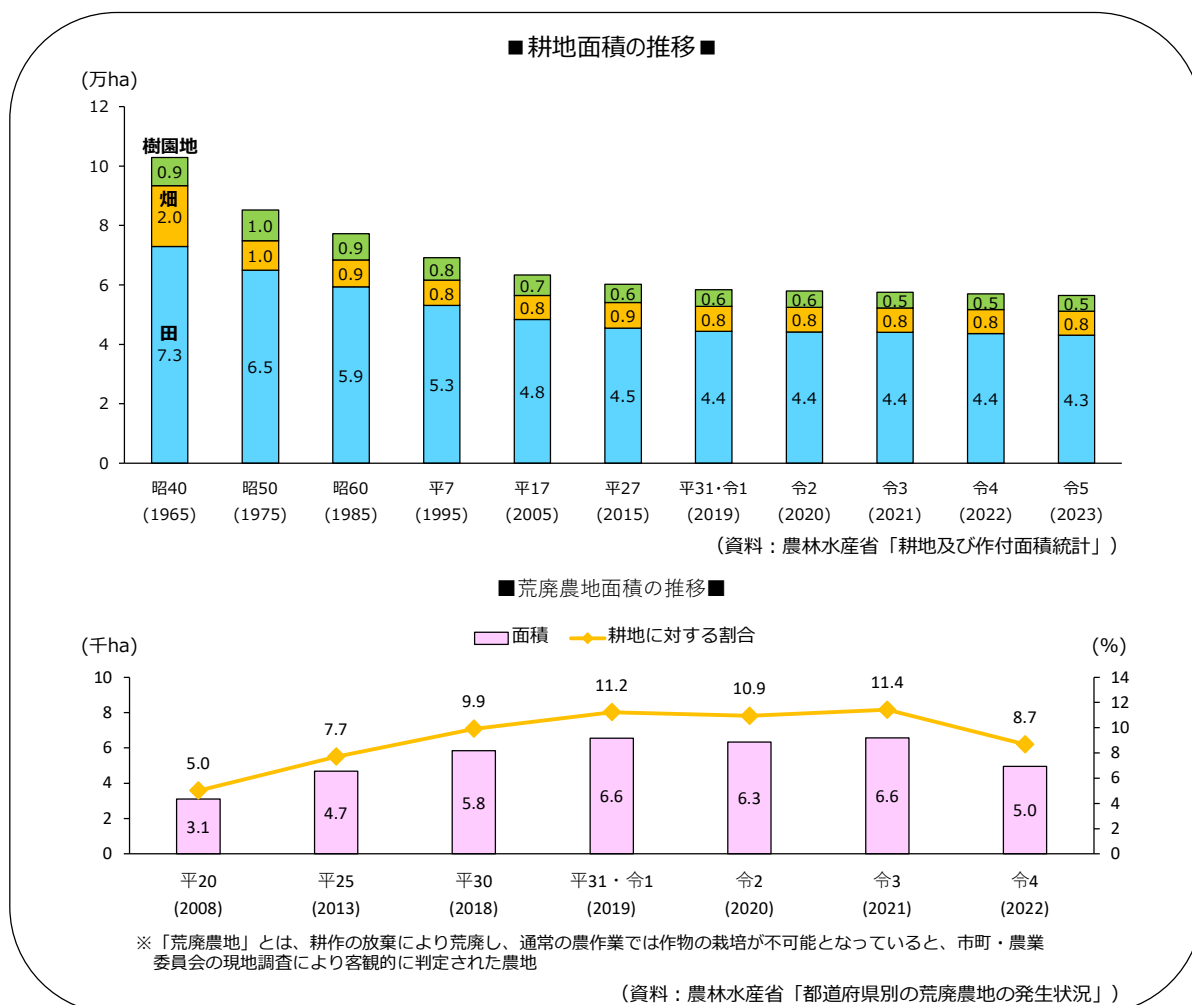
耕地面積は、平成 26(2014)年から令和 5(2023)年までに耕地面積の約 7.4%にあたる約 4,180ha が減少しました。また、荒廃農地面積については令和 4(2022)年には 4,954ha であり、耕地面積の 8.7%を占めていますが、平成 12(2000)年度に始まった中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用等により、農業者の意識が高まり、近年の増加率は緩やかになっています。

三重県における担い手への農地集積は、ほ場整備が実施された農地を中心に増加傾向にあり、その集積率は令和 5(2023)年度末では 46.0%となっていますが、中山間地域等では傾斜地が多く、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入が容易でないため、平地に比べ農地の集積・集約化が進んでいない状況となっています。

<課題>

優良農地を維持・確保するためには、ほ場整備などによる担い手への農地集積の推進や中山間地域等直接支払制度※や多面的機能支払交付金の活用等により、持続可能な地域農業を構築することが重要です。

また、優良農地である農振農用地を維持・確保していくためにも、農地制度の適正な運用が求められています。



（２）農村の防災減災

集中豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。持続可能な農村における安全で安心な暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める必要があります。

① 農業用ため池

<現状>

県内の農業用ため池は、農業用水不足の解消を目的に、山間の溪流などを利用して築造されており、降水量の少ない伊賀地域を中心に 3,000 か所を超えて存在し、そのうち、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池[※]は、約 1,000 か所あります。

これらの農業用ため池の多くは江戸時代に築造されたもので、老朽化が進行しているとともに近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨などに対する安全性が懸念されています。また、農業者の減少や高齢化の進行により管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加しています。

<課題>

農村地域の安全で安心な暮らしを守るためには、ため池の豪雨対策、地震対策および劣化対策の実施により、施設機能を維持・強化し、ため池の決壊などの自然災害による被害を最小限に抑えることが重要です。

また、整備にあわせ「ため池保全サポートセンターみえ」によるため池管理者への助言・指導を通じたため池の適正管理や「ため池ハザードマップ」の活用による地域の防災意識の高揚など、ため池の防災・減災対策を総合的に推進することが重要です。

② 排水機場

<現状>

排水機場は、集中豪雨などの洪水時に湛水を排除する地域排水の一翼を担う重要な施設です。特に県北部の海拔ゼロメートル地帯などの低平地では、農地および周辺の宅地や公共施設等の湛水被害の未然防止に重要な役割を果たしています。

これまで農業農村整備事業により 130 か所を超える排水機場を築造し、農地や周辺地域における湛水被害の未然防止・軽減に取り組んできましたが、その施設の多くが標準耐用年数を超過しており、老朽化に起因した機能低下による湛水被害が懸念されます。また、局地的豪雨が頻発する中、農村地域における人口減少や高齢化の進行により、排水機場の維持管理体制が脆弱化しています。

＜課題＞

農村地域の安全で安心な暮らしを守るためには、機能診断や耐震診断の結果等を踏まえた排水機場の耐震化や長寿命化等の実施により、施設機能を維持・強化し、湛水被害の未然防止・軽減を図ることが重要です。

また、排水機場の防災・減災機能を十分に発揮できる適切な維持管理や、災害時に迅速かつ安全に対応できる管理体制の整備を図る必要があります。

③ 流域治水の推進

＜現状＞

流域治水は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めることとしています。

農業・農村においても、この河川流域内のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

＜課題＞

流域治水を推進するためには、都市・市街地の近傍や上流域に広がる水田、農業用ダム、ため池、排水施設等が位置していることから、これらの農地・農業水利施設が持つ洪水調節機能等を有効に活用していく取組が必要です。

（３）農村の振興

農村地域では、都市に先行した人口減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農業および農村の有する多面的機能の発揮をはじめ、農業生産活動の継続に支障が生じていることから、農業の振興と地域の活性化を一体で進め、農村の機能を維持・発展させることが急務となっています。

＜現状＞

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮は、農業生産活動とともに、地域の共同活動により支えられており、これまでに多面的機能支払制度を活用して地域の共同活動に取り組む面積は、令和5（2023）年度末で30,268haとなり、三重県全体の約6割の農用地で取り組まれています。

しかし、人口減少や高齢化のさらなる進行による集落機能の低下、土地持ち非農家の増加等による担い手への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じるとともに、小規模な活動組織を中心に共同活動の継続が困難となっています。

また、農村は食料供給や生活の場であり、特色ある農産物を生産することで、農村地域の経済を支えてきましたが、人口減少、後継者不足により農業生産活動の維持が困難な状況となっています。特に、人口減少率の高い中山間地域等においては、傾斜が急で狭小な農地が多く生産条件が不利なことに加え、農村地域へのアクセス道路等の生活環境の利便性や快適性が低いことから、集落機能を維持することが困難な状況となっています。

中山間地域はこうした地理的制約がある一方、清らかな水、冷涼な気候等地域の特性を活かした農作物の生産ができるという利点があります。内閣府が実施した農村地域との関わりの調査においても、今後の農村地域との関わりの持ち方として「農村地域の特産品の購入をしたい」と回答した人が約半数となっていることから、地域の特性に応じて、新規作物の導入、地域の特産品の生産及び販売を通じた農業その他産業の振興により、農村の所得向上や就業機会の増大が期待されます。

<課題>

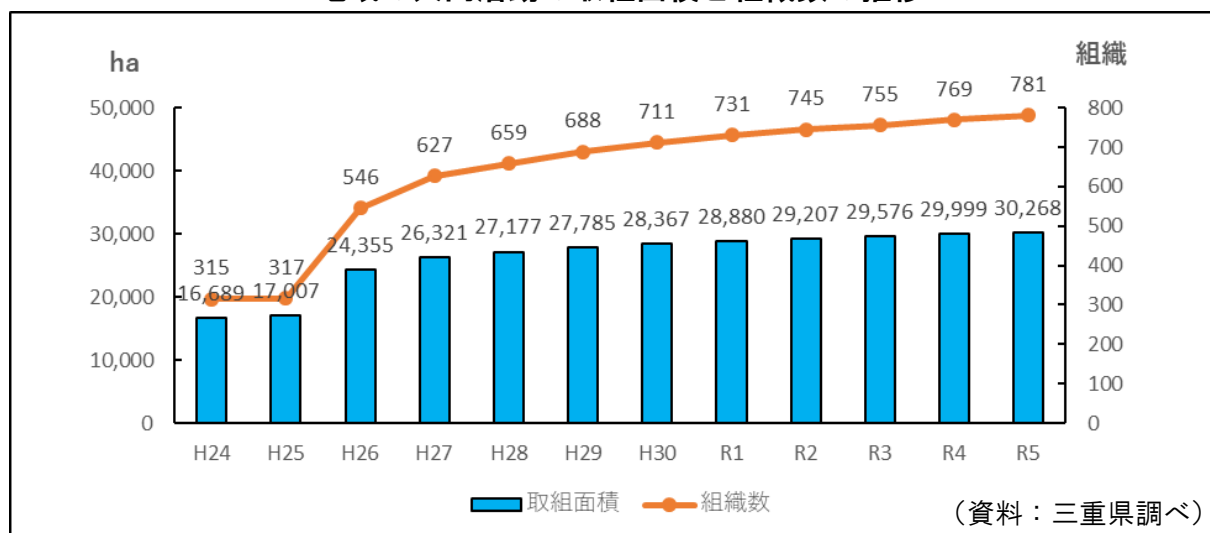
将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、地域の共同活動により地域社会を維持していくことが必要です。このため、活動に取り組む組織において組織の統合・広域化や多様な主体の参画などを進め、地域の共同活動が持続的に行われるよう体制づくりに取り組むとともに、共同活動に取り組む区域をさらに広げていく必要があります。

また、農村集落の機能を維持するため、豊かな地域資源を最大限に活用して、持続的な農村の振興を図るとともに、農業者を含む地域住民が主体となった活力ある豊かな農村の実現を図ることが重要です。

持続的な農村の振興に向けて、中山間地域等の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に進め、農業生産の維持と生活環境の改善を図ることが必要です。

活力ある豊かな農村の実現を図るためには、農業生産基盤整備等と併せた、加工施設や直売施設等の活性化施設の整備とともに、豊かな地域資源をフル活用した魅力ある商品の開発など自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化※や地域の風土・伝統文化を結び付けた特産品による地域全体の魅力あるブランド化を図るなど、ハード・ソフト対策が連携して農村の所得と地域の活力を向上させることが必要です。

■地域の共同活動の取組面積と組織数の推移



第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

農業は、人間の生命を維持するための食料を生産することはもとより、地域経済を支える重要な産業となっています。農業が持続的に発展し、食料が安定的に供給されるためには、農業生産を支える生産基盤が整備されるとともに適切な維持管理が行われ、その機能が将来にわたって適正に発揮される必要があります。

しかし、三重県の農業経営を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行等の食料安全保障上のリスクが高まる中、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備が求められるとともに、これまでに整備されてきた農業用排水施設などの生産基盤の老朽化が進行し、補修・更新が必要な時期を迎えるなど厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、農作物の収量や品質、農業者の労働力の効率化などをめざし、農地の持つ機能の向上や農業用排水施設の整備など農業生産を支える基盤づくりを進めていきます。

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

農村は、農産物を安定的に供給する場であるとともに、農業生産を通じて県土や自然環境の保全などの重要な機能を発揮しています。その機能を持続的に発揮させるためには、農業の生産基盤の整備はもとより、自然災害に備えた防災減災対策の強化を進める必要があります。

一方で、集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下により、農村地域に被害を及ぼす恐れがあることから、農村の安全・安心の確保に向け、農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化のハード対策に計画的かつ効率的に取り組むとともに、管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めていきます。

役割3 農村の振興を支える体制づくり

三重県は、南北に長く、温暖な気候と平地から中山間、山間地と多様な地形の中で、地域ごとに特色ある農業が営まれています。農業および農村は、農業生産活動を通じて、県民の食生活を豊かにするとともに、国土の保全などさまざまな多面的機能[※]を維持・発揮するなど、都市住民や農家でない人にとっても重要な役割を果たしています。また、農村には長年にわたり受け継がれてきた農地や自然、文化、歴史、人などの豊かな地域資源もあります。

しかし、農村地域の人口減少や高齢化などにより地域の活力が低下する中で、地域の共同活動等によって支えられてきた地域資源の保全管理や農業および農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえて、住民の生きがいづくりや地域の活性化はもとより就業機会の拡大等にもつながる地域資源の活用を積極的に進めるとともに、地域内外の多様な人材の参画を促進するなど地域資源の保全管理が自立的な活動になるような仕組みづくりを進めていきます。

2 取組の展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、農業および農村が持続的に発展していくためには、中長期的な視野に立って地域の特性やニーズに応じた農業および農村の将来像を地域の農業者をはじめとする関係者が話し合って描き、その実現に向けて効果的・効率的な農業農村整備を実施していくことが必要です。

しかし、厳しい財政状況は依然として続いていることから、整備コストの縮減に取り組むとともに、支援する地域や整備する施設に優先度を設定する必要があります。また、農業者の減少や農産物価格が低迷する状況の中、施設の維持管理にかかる費用の節減や体制の構築、施設整備に伴う地元負担金などの課題に対しても取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえて、県は地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者と三重県農業農村整備のめざす姿を共有し、連携・協働して農業農村整備の推進を図っていきます。

本計画を策定するにあたっては「地域の特性を生かした生産基盤の整備」、「自然災害に対応した防災・減災対策の強化」、「地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり」の3つを取組展開に向けた基本視点とします。

基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の規模や機能などを設定し整備することに加え、施設の計画的な更新や長寿命化、適正な維持管理などの生産基盤の整備を進めることが重要です。

地域で抱える問題や必要となる取組は、都市近郊に位置する平地と人口減少や高齢化が深刻な中山間地域で異なるほか、大規模で効率的な営農をめざす地域と農業者が協力し合いながら集落ぐるみで地域農業を守る地域で異なるなどさまざまです。

また、地域の農業を支える担い手[※]の育成・確保も重要な鍵となっています。

そのため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮して話し合いを行い、地域の農業および農村の将来像を明らかにしたうえで、その実現に向けて生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点2 自然災害に対応した防災・減災対策の強化

近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が多発しており、その影響によりため池が決壊し、甚大な被害が発生しています。また、台風が大型化していることや、大規模な地震が予想される断層が県内でも確認されており、甚大な被害の発生が懸念されています。

これら豪雨や地震などの自然災害から、農業への被害を軽減するとともに、県民の生命、財産や公共施設等を守るため、必要な防災減災対策を講じ、災害に強い農村づくりを推進していきます。

基本視点3 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

農村地域の人口減少、高齢化の進行に伴う集落機能の低下や、土地持ち非農家の増加等による担い手[※]への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、生産基盤を将来にわたって適切に維持・保全していくための活動に、農業者だけでなく地域内外の多様な人材の参画を促す取組を進める必要があります。

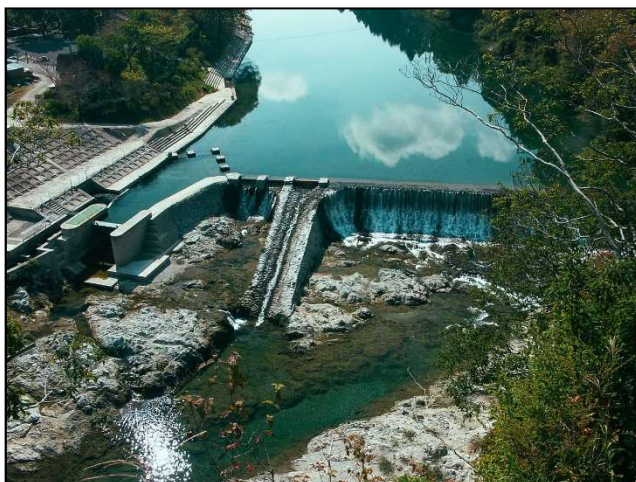
そのため、県は市町とともに農業者や地域内外の多様な人材との話し合いに参画し、それぞれの役割を明確にするなど、多様な人材による農業生産活動の継続や多面的機能の維持・発揮を支える体制づくりの支援に取り組んでいきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】^{たちばいようすい}立梅用水(多気町)

立梅用水は、文政6(1823)年に西村彦左衛門の尽力により完成した23kmの農業用水路です。農業用水のみならず、防災・防火、発電、文化的景観、教育など歴史的価値に現代的価値が付加され、多目的に多様な活用が図られています。

平成26(2014)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。



3 整備計画の見直し視点

新たな整備計画の策定にあたっては、人口減少や高齢化等の進行に伴う食料の生産力や安定供給力の低下、食料安全保障のリスクの顕在化、情報通信技術等の活用による農業DX（スマート技術）などの新たな潮流、国土強靱化を実現するための防災減災対策など、農業および農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた次の3点を見直しの視点として、新たな整備計画を策定します。

見直しの視点①	食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開
見直しの視点②	安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開
見直しの視点③	多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

気候変動による異常気象の頻発化等により、食料安全保障上のリスクが高まる中、農業・農村における人口減少の影響が顕著化していることや農業インフラの老朽化していることから、食料の安定供給が課題となっています。

食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保するため、スマート技術等の活用資する大区画化等の基盤整備による農地の集積・集約化に加えて、パイプライン化等の管理作業の省力化に資する整備とともに、農業水利施設の操作の省力化・自動化、適期の更新整備を展開していきます。

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

豪雨や地震などの自然災害が激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。この災害リスクの高まりに適切に対応し、農業・農村の強靱化を推進していく必要があります。

安心して暮らせるための農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場の整備による防災・減災機能の維持・強化に加え、管理者への技術的支援やICT活用などによる農業用施設の保管理体制の整備などを展開していきます。

流域治水の推進に向けては、水田（田んぼダム）や農業用ため池、排水施設等の農地・農業水利施設が持つ洪水調整機能等を有効に活用していく取組を展開していきます。

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

農村における人口減少および高齢化の著しい進行により、農村集落の機能を維持していくことが困難な状況にあります。今後、活力ある持続可能な農村を実現するため、豊富な地域資源を活用し、農村の所得向上や地域の活力を向上させることが必要です。

地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向け、地域のニーズに即した生産基盤や生活環境の整備に加え、豊かな資源を生かした6次産業化やブランド化につなげる加工施設や直売施設等の活性化施設の整備に対する支援を展開していきます。

また、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じるとともに、小規模な活動組織を中心に共同活動の継続が困難となっています。将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、農業生産活動の継続を後押しする共同活動への支援など地域の共同活動により地域社会を維持していくことが必要です。

このため、活動に取り組む組織において組織の統合・広域化や外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による活動組織の維持・強化に取り組んでいきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】みなみいえきかわぐち ゆ すい南家城川口井水(津市)

南家城川口井水は、平安時代である文治6(1190)年に開設され、農業用水のみならず、地域用水としても利用されています。

平成 28(2016)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。



4 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪としつつ、地域の特性を生かした農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿を定めて、その実現に向け、効果的・効率的に取り組んでいきます。

① 農地集積の促進とスマート農業や省力化に対応した基盤整備により、生産性や収益性の高い農業が展開されている姿

- ・ スマート農業や省力化に適した農業生産基盤の整備とともに、農業水利施設の適期の更新整備により、生産性や収益性の高い農業が展開されています。
- ・ 農業生産基盤の整備に併せて、担い手への農地の集積・集約化が進み、担い手の経営規模が拡大しています。

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災・減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

- ・ 農業用ため池や排水機場の豪雨対策等のハード対策と農業用施設の保全管理体制の整備等のソフト対策の両面から防災・減災対策がより一層進み、持続可能な農村における安全・安心が確保されています。
- ・ 施設の機能維持・強化に併せて、適切な保全管理が行われ、農業者が安心して営農できる環境が整っています。
- ・ 田んぼダム等の農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組が展開され、地域の安全・安心の確保に貢献しています。

③ 地域の共同活動等が活発に行われるとともに、地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

- ・ 地域内外の多様な人材による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業および農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
- ・ 農業生産活動の継続とともに、地域資源の維持・保全活動を行う体制が強化され、農業の生産基盤が適切に維持管理されています。
- ・ 中山間地域等において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤の総合的な整備により、農業の持続性が確保されるとともに、農村生活の利便性や快適性が高まり、農村の地域社会が維持されています。
- ・ 農村地域において、農業生産基盤等の総合的な整備と、加工施設や直売施設等の活性化施設の一体的な整備を契機として、地域資源を活用した経済活動等の取組を通して、農村の活力が向上しています。

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、活力ある持続可能な農村の振興に向けた取組を着実に推進します。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、選択と集中により施策を推進します。

○地域の特性を生かした計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進めます。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた優先度を設定して、目標達成に向けて取り組みます。

○農業農村整備計画の目標に掲げた取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により整備経費の削減や効果的な地元負担金の軽減対策に取り組みます。

農業生産性の向上

取組方向

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、スマート技術に対応した生産基盤の整備とともに、効率的な営農の実現に向けた維持管理の省力化に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	指標	目標値		
		現状値 令和6年度	中間目標値 令和11年度	目標値 令和16年度
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4% (令和5年度)	62.9%	83.5%

※目標項目「基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の農地のうち、担い手への集積が図られた農地面積（ha）の割合

現状と課題

◆ 生産性や収益性の高い基盤整備

気候変動による異常気象の頻発化等により、食料安全保障上のリスクが高まる中、農業・農村における人口減少の影響が顕著化していることから、食料の安定供給が課題となっています。

食料の安定供給には生産性の高い農業経営者の育成や更なる農地の集積・集約化を進める必要があります。そのため、スマート技術等の活用に資する水田の大区画化や汎用化等の基盤整備に加え、効率的な営農のためパイプライン化等の管理作業の省力化に資する整備が必要です。

◆ 農業生産の基盤の保全管理

食料の安定供給の確保や農業の生産性向上を図っていく上では、農業水利施設等の高率的な整備と維持管理が不可欠となっています。しかしながら、農業・農村における人口減少や農業インフラの老朽化が進んでいることから、適切な保全管理が困難となっており、近年顕著に突発事故が増加しています。さらに、気候変動による異常気象の頻発化やかんがい期における少雨による渇水等により、施設管理者は複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められています。

農業水利施設の突発事故の発生防止や維持管理の効率化・高度化に向け、適期の更新整備や操作の省力化・自動化等の対策が必要です。

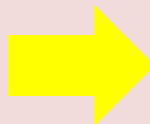
取組内容

農地の大区画化・汎用化

- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図るため、農地の大区画化や需要に応じた水田の汎用化を進めます。



整備前



整備後

スマート農業や省力化に対応した基盤整備

- 生産性や収益性の高い農業を推進するため、スマート技術が最大限に発揮できる基盤整備を推進します。
- 維持管理労力の軽減を図るため、柔軟な水管理を可能とするICTを活用した整備を推進します。



ラジコン草刈り機



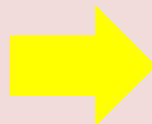
自動給水システム

基幹的農業水利施設の保全対策

- 安定的な機能確保や維持管理費の節減を図るため、老朽化した農業水利施設を計画的かつ効率的な補修・更新を進めます。
- 農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、施設の整備及び保全対策を進めます。



対策前



対策後

基本事業

項目	指標	目標値		
		現状値 令和6年度	中間目標値 令和 11 年度	目標値 令和 16 年度
スマート技術や省力化に対応した基盤整備	整備地区数	9 地区 (令和5年度)	23 地区	43 地区
更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策	着手済施設数	17 施設 (令和5年度)	32 施設	44 施設

※目標項目「スマート技術や省力化に対応した基盤整備」とは、区画整理や農業用水路のパイプライン化等、スマート技術や省力化に対応した基盤整備を実施した地区数

※目標項目「更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策」とは、基幹的農業水利施設の保全対策に着手した施設数

安全・安心な農村づくり

取組方向

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ため池や排水機場の適正な保全及び管理が行われる体制の整備に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	指標	目標値		
		現状値 令和 6 年度	中間目標値 令和 11 年度	目標値 令和 16 年度
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha (令和5年度)	7,674ha	13,325ha

※項目「ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積」とは、豪雨等による農業用ため池の決壊や農地等の湛水により想定される被害面積のうち、農業用ため池および排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備により被害が未然に防止される面積。

現状と課題

◆ 農業用ため池の防災・減災対策

県内の農業用ため池は 3,000 か所を越えて存在しており、そのうち防災重点農業用ため池は 1,000 か所ほどあります。その多くで老朽化が進行しているとともに、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨などに対する安全性が懸念されています。

これまで本整備計画により、累計 61 か所の整備を進めてきましたが、令和 2 (2020) 年 10 月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえて、防災重点農業用ため池に係る防災工事をさらに加速する必要があります。

また、農業者の減少や高齢化の進行により、管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加しています。

ため池の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、防災工事とともに、ため池の適正な保全及び管理が行われる体制の整備が必要です。

◆ 排水機場の防災・減災対策

集中豪雨が頻発化・激甚化する中、農地や宅地の湛水被害防止を目的に整備された県内の排水機場 136 か所のうち、令和 6 (2024) 年度末には 96 か所（全体の 71%）が標準耐用年数を超過するなど、老朽化に起因する排水機能の低下により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。また、気象変化や状況に応じた適時・適切な管理が求められています。

排水機場の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、施設機能の維持・強化とともに、管理体制の整備が必要です。

◆ 流域治水の推進

農業・農村における流域治水の取組は、県内の「流域治水協議会」において策定された「流域治水プロジェクト」に基づいて、農地・農業水利施設を活用した各取組を進めており、「田んぼダム」の取組実績は、令和 5 (2023) 年度に 5 市 2 町 19 組織となっています。

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を拡大していくためには、農業者など関係者の共感と取組の継続に向けた普及啓発が必要です。

取り組み内容

防災重点農業用ため池の防災・減災対策

● ハード対策

防災重点農業用ため池の決壊リスクを低減するため、市町とも緊密に連携しながら、ため池の豪雨対策や地震対策等の防災工事を強力かつ計画的に進めます。

(ため池の防災工事)



整備前



整備後

● ソフト対策

農業用ため池を管理されている方が、適正にため池の保全・管理を行っていただけるよう「ため池保全サポートセンターみえ」が相談対応や助言・指導、現地パトロールなど、ため池管理者を支援します。

ため池が決壊する非常事態に備え、住民の皆さんの主体的な避難行動につながるよう、関係する全ての市町とも連携して「ため池ハザードマップ」を活用した防災訓練の実施を促進します。

排水機場の防災・減災対策

- ハード対策

農地および市街地や集落を含む農村地域の湛水被害を防止するため、地域排水の一翼を担っている排水機場の耐震化や長寿命化を計画的かつ効果的に進めます。

(排水機場の耐震化)



整備前



整備後

- ソフト対策

排水機場の機能を確実に発揮させるため、市町などの管理者と連携しながら、非常時における連絡・警戒体制の整備や機器の点検・確認の徹底など、保全管理体制の整備を推進します。

気象状況に迅速かつ安全に対応するため、水位計や監視カメラによる状況把握や遠隔操作など ICT を活用した管理体制の整備を推進します。

流域治水の推進

- 農地・農業水利施設を活用した「流域治水」を推進します。

- 水田の活用

「田んぼダム」の取組の拡大を図るため、農業者の理解促進につながるよう、個別説明会や流出量調整器具の提供など、積極的な働きかけと情報発信に取り組めます。

(田んぼダム)



- ため池の活用

「低水位管理」の取組の拡大を図るため、ため池サポートセンターなどによる普及啓発に取り組めます。

(ため池の低水位管理)

- 排水施設の活用

「農業用排水機場の効果的な活用」に向けて、施設の更新整備や長寿命化、適時・適切な補修など、施設機能の維持・強化に取り組めます。

- 農業用ダムの活用

農業用水を確保しつつ、河川管理者などの関係機関と連携を図りながら、大雨を予測した事前放流による洪水調節容量の確保に努めます。



基本事業

項目	指標	目標値		
		現状値 令和6年度	中間目標値 令和 11 年度	目標値 令和 16 年度
農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済 ため池の数	57 か所 (令和5年度)	102 か所	171 か所
排水機場の耐震化および長寿命化	整備済 排水機場の数	21 か所 (令和5年度)	48 か所	78 か所
田んぼダムに 取り組む水田	取組面積	135ha (令和5年度)	385ha	900ha

※項目「農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策」とは、
農業用ため池の決壊による被害を最小限にするための豪雨対策、地震対策および劣化対策の
防災対策を実施した農業用ため池の数。

※項目「排水機場の耐震化および長寿命化」とは、
農地等の湛水被害を最小限にするための耐震化および長寿命化を実施した排水機場の数。

※項目「田んぼダムに取り組む水田」とは、
実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための
「田んぼダム（水田の落水口に流出量調整器具を取り付けた）」に取り組む水田の面積。

活力ある持続可能な農村の振興

取組方向

活力ある持続可能な農村を実現するため、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、活動組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織の体制強化に取り組みます。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	指標	目標値		
		現状値 令和 6 年度	中間目標値 令和 11 年度	目標値 令和 16 年度
活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数	取組数	— (令和5年度)	94 取組	170 取組

※項目「活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数」とは、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える活力の創出や人材の確保に向けた取組等、持続可能な農村の実現につながる新たな取組数。

現状と課題

◆ 多面的機能の維持・発揮に向けた地域資源の保全管理活動

平成 19(2007)年度から「多面的機能支払制度」の活用により、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援してきました。令和 5(2023)年度末時点では、781 組織、30,268ha で活発な取組が行われています。

しかし、近年の農村地域のさらなる人口減少や高齢化の進行により、地域の共同活動の人手が不足するなど活動の継続が困難な状況になってきており、多面的機能の発揮や用排水路等の末端農業インフラの保全管理に支障が生じています。

今後とも農村の地域社会が維持され、農業および農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、農業生産活動の継続を後押しする共同活動を支援するとともに、共同活動に参加する人材を確保し活動組織を維持・強化することが必要です。

◆ 中山間地域等の生産基盤

中山間地域等は、傾斜が急で狭小な農地が多く、ほ場の大区画化や大型機械の導入、農地の集約等が容易ではないため、平地に比べて、規模拡大による生産性の向上が難しく、生産条件が不利な状況にあります。

また、人口減少や高齢化による担い手不足や荒廃農地の発生が深刻化しています。

地域農業の維持・発展を図るためには、営農条件を改善する地域の特性に応じた生産基盤の整備が必要です。

◆ 中山間地域等の生活環境

中山間地域等では、狭小な集落道等の生活環境の利便性や快適性が低い状況にあります。こうした状況は、さらなる人口減少・高齢化につながり、農村集落の機能を維持していくことが困難になりつつあります。

地域社会の維持に資する生活の利便性を確保するため、重要な農村生活インフラである集落道等の生活環境を改善する整備が必要です。

◆ 農村の交流・活性化

農村地域では、人口減少や高齢化、担い手不足等により、農村の活力の低下が深刻な状況となっています。

魅力ある農村を持続させていくためには、豊富な地域資源を活用した活性化施設の整備により、就業の場を確保するなど、農村の活力の向上が必要です。

◆ 中山間地域の農業生産活動

中山間地域では、平地と比べ傾斜地が多いことなど農業生産条件が不利であることに加え、人口減少や高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が深刻化しています。このような状況をふまえ、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って取り組む活動等に対し、「中山間地域等直接支払制度」による支援を行っています。令和5(2023)年度末時点では、234協定、2,190haで取組が行われています。

しかし、中山間地域では人口減少や高齢化の進行が著しいことから、耕作放棄を防止し、農業生産活動等の継続を実効性のあるものにしていくため、農業者に寄り添ったきめ細かな支援や活動の継続に向けた体制づくりが必要です。

取り組み内容

多面的機能の維持・発揮に向けた地域資源の保安全管理活動への支援

- 農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動を支援します。
- 組織力の強化を図るため、単一集落で活動している組織については集落間の連携を進めることで、人材・資機材の融通や事務負担の軽減が可能となるよう組織の統合や広域化を促進します。さらに土地改良区との連携、学校や企業、非農業者といった多様な主体の参画等を促すことで活動組織の強化に取り組めます。
- 農業・農村の多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、小学校や子供会などと連携した田植え体験や野菜の収穫祭などをきっかけとして地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すことにより、多面的機能を実感する人を増加させ、多面的機能に対する理解の醸成を図ります。



(水路の泥上げ)



(施設の保安全管理)

中山間地域等の生産基盤の整備

- 中山間地域等の条件不利を解消し、持続的な農業生産活動が行われるよう、地域の特性に応じて、農業生産を支えるほ場、用排水路等の総合的な基盤整備を推進します。



(ほ場整備)



(農業用排水路)

中山間地域等の生活環境の整備

- 地域社会の維持に資する住民生活の利便性や快適性を確保し、農村に人が住み続けられるよう、重要な生活インフラである集落道等の生活環境の整備を推進します。



(集落道路)



(農業集落排水施設)

農村の交流・活性化を促す基盤整備

- 地域の特色を生かした持続的で魅力ある農村を実現するため、豊富な資源を活用して6次産業化やブランド化につながる加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。



(加工処理施設)



(集出荷加工処理施設)

中山間地域の農業生産活動への支援

- 中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する平地との不利を補正するための支援を行います。
- 効率的な農地保全や集落機能を維持する体制づくりを進めるため、機械利用の共同化など集落協定間の連携を促進するとともに、農業者のみならず多様な主体の活動への参画を進めます。



(多様な主体の参画)

基本事業

項目	指標	目標値		
		現状値 令和6年度	中間目標値 令和 11 年度	目標値 令和 16 年度
多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	— (令和5年度)	415ha	830ha
組織の体制強化が図られた活動組織	活動組織数	— (令和5年度)	10 組織	20 組織
中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113 施設 (令和5年度)	192 施設	238 施設
中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	— (令和5年度)	35ha	70ha

※項目「多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地」とは、

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向け、活動組織が保全管理する農用地の増加面積。

※項目「組織の体制強化が図られた活動組織」とは、

活動の持続的な発展に向け、組織の統合や広域化等により体制が強化された活動組織数。

※項目「中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設」とは、

計画期間内に実施した、農業用排水施設等の生産基盤整備や、農村地域へのアクセスを促すための農道・集落道路等の生活環境整備の施設数および農村地域の活性化を図るための加工施設や直売施設等の施設数の割合。

※項目「中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地」とは、

計画期間内に、中山間地域等直接支払事業において、集落が取り組む農用地の増加面積。

第5章 推進体制

1 関係者の役割

この計画に掲げる施策を着実に推進し、目標を達成するためには、農業者および農業団体、地域住民や行政などの関係者が農業農村整備のめざす将来の姿を共有し、それぞれの役割に応じた取組を連携しながら行うことが重要です。

(1) 三重県の果たすべき役割

県は農業農村整備のめざす姿の実現に向けて、地域の意向のとりまとめや計画づくりに関わり、この計画の推進に積極的に取り組むとともに、必要な知識やファシリテーション力など、技術力の向上に取り組めます。また、国や市町、土地改良区等と連携し、農業者、地域住民の活動を支援する体制の構築に取り組めます。

(2) 市町に期待される役割

市町は農業者や地域住民にとって最も身近な行政機関であり、地域における農業者や住民の意向や課題を把握したうえで、地域の農業および農村の推進方向を定めるとともに、主体的に地域の課題解決や支援に取り組んでいくことが期待されています。

(3) 土地改良区等に期待される役割

土地改良区は、土地改良事業団体連合会の支援とともに、地域の意向をとりまとめ、農業用排水施設の整備や区画整理等を実施し、土地改良施設の適切な維持管理を行っていくことが期待されています。また、土地改良事業団体連合会は、農業者や地域住民との話し合いを通じて計画づくりに参加するとともに、農業農村整備の必要性や農業および農村の有する多面的機能を広く県民に情報発信していくことが期待されています。

(4) 農業者に期待される役割

農業者は、JA等の農業団体の取組とも連携を図りながら、自立的な農業をめざして農業経営に取り組むことが期待されています。また、農業用施設の適切な管理・運用を通じて地域の防災対策に貢献するとともに、地域のさまざまな活動によって地域住民との交流や多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等の積極的な取組と情報発信をしていくことが期待されています。

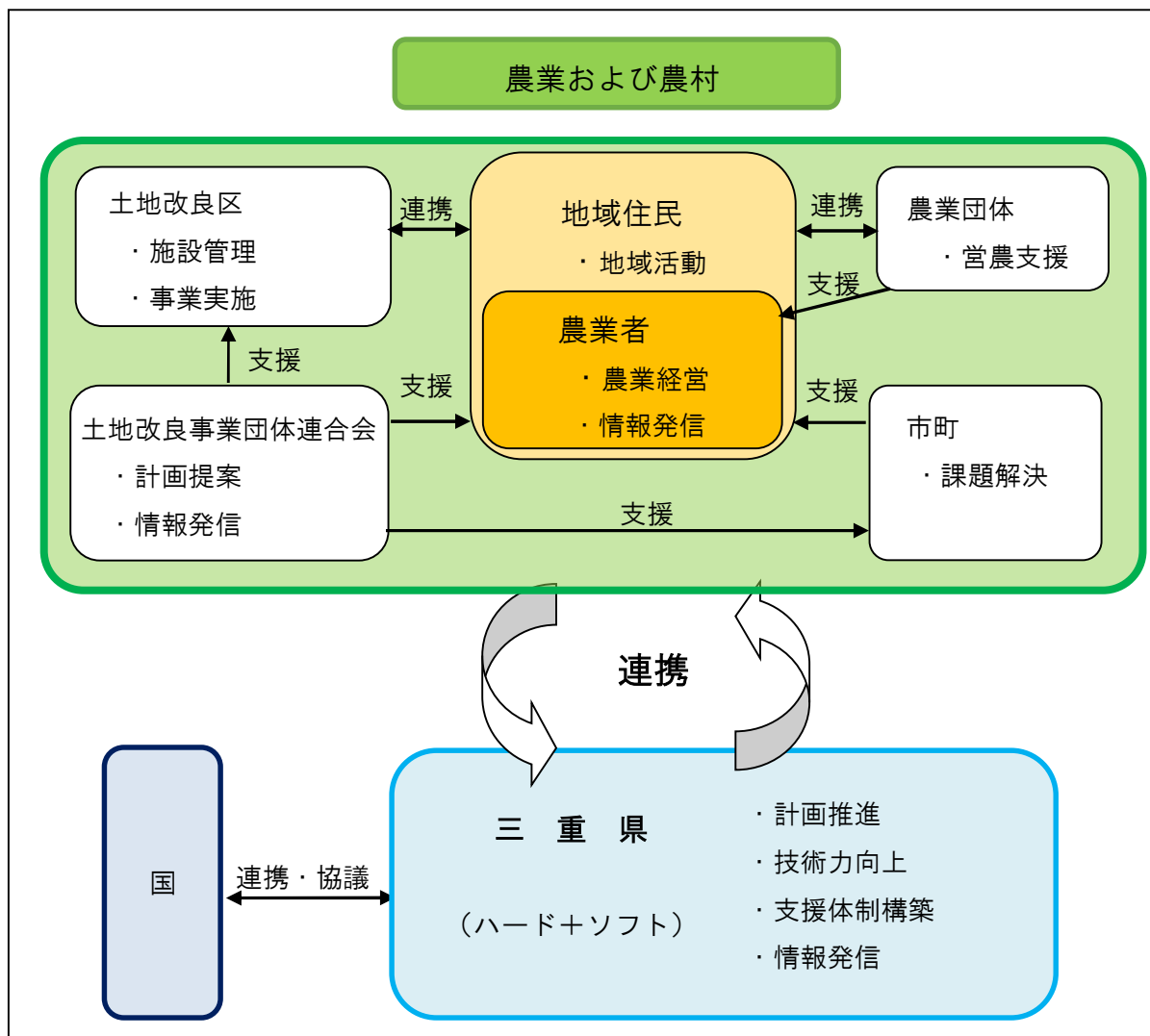
(5) 地域住民に期待される役割

地域住民は食料の消費者としての役割だけでなく、農業および農村の有するさまざまな役割を理解するとともに、食育の推進や環境問題に積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、地産地消への参画や地域のさまざまな活動を通じて農業者との交流、多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等に積極的に参画することなどが期待されています。

2 推進体制

地域機関ごとに「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、県、市町、農業団体、土地改良区などの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、農業農村整備を契機とした地域の計画づくりに向けた話し合いや計画に基づく取組を一体となって進めています。

推進体制図（関係者と主な役割）



3 関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むため、「農泊・農村RMO」や「獣害対策」などの構想や施策と連携します。